

# 3条改正に係る書類及び手続き について

令和4年6月

原子力規制庁 研究炉等審査部門

# 本日の説明の趣旨

- 3条改正※の施行(令和2年4月1日)による炉規法及び関係規則の変更に伴い、許認可の基準及び申請書の記載事項が変更されています。
- 3条改正の施行後、一部の申請案件において、書類及び手続きの不備が判明し、令和3年度第60回及び第75回原子力規制委員会においてその内容と対処方針について報告しています。
- 本件は、炉規法及び関係規則の変更についての審査官の理解不足、チェック体制の欠落に起因し、申請者に対して遵守すべき事項を適切に周知できなかったものです。
- 上記の原子力規制委員会の議論を踏まえ、本件の再発防止を目的として、申請書の記載事項について改めて周知するものです。

※ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第3条による改正

## 3条改正の経緯

- 平成29年4月
  - ◆原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の公布
- 令和2年4月
  - ◆3条改正施行
  - ◆原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の体制が基準に適合することを追加
  - ◆経過措置として、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の届出を要求(届出期限:令和2年6月)

## 3条改正に伴う追加要求

- 原子力施設の事業等の指定・許可の要件に、原子力施設の設計及び工事並びにその使用に関する品質管理の方法及び体制が基準に適合することを追加。
- 許可段階における申請書において、原子力施設の許可段階から廃止措置まで一貫した品質管理体制に基づく品質管理活動の基本的な枠組みについて記載することを要求。

# 3条改正に伴い申請書に追加となった事項

## 【許可】

- 本文に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を追加。
- 添付書類に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を追加。

## 【設工認】

- 本文に工事工程表を追加。
- 添付書類に設計及び工事の計画の許可整合性に関する説明書、分割申請の場合の申請範囲外の設計及び工事の計画の概要、並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を追加。

## 【保安規定】

- 申請書に関係法令及び保安規定の遵守のための体制、設計想定事象に係る施設の保全に関する措置、施設管理、長期施設管理方針の策定及び品質マネジメントシステムを追加。

## 【廃止措置計画】

- 本文に性能維持施設、性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間、品質マネジメントシステムを追加。
- 添付書類に性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間及び品質マネジメントシステムに関する説明書を追加。

## 【クリアランス】

- 本文に品質マネジメントシステムを追加。
- 添付書類に放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法、品質マネジメントシステムに関する説明書を追加。

# 記載不備の概要

## 【添付書類の添付漏れ】

- ① 試験炉施設の設置変更承認申請において、添付書類十一※<sup>1</sup>の添付が漏れていた（1件）。
- ② 試験炉施設の設工認申請において、許可整合性に係る説明書の添付が漏れていた（1件）。
- ③ 使用施設の使用変更許可申請において、添付書類四※<sup>2</sup>の添付が漏れていた（3件）。

## 【一部補正時の記載不備】

- ① 使用施設の使用変更許可申請の一部補正書において、新旧対照表等により、具体的な補正箇所を特定すべきところ、本文10号※<sup>3</sup>及び添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があった（3件）。

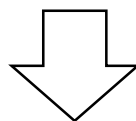
※1 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※2 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※3 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

# 添付書類の添付漏れ

- 一部の申請において、以下の添付書類の添付漏れが発生。
  - 試験炉施設の設置変更承認申請において、添付書類十一※1の添付が漏れていた事例
  - 試験炉施設の設工認申請において、許可整合性に係る説明書の添付が漏れていた事例
  - 使用施設の使用変更許可申請において、添付書類四※2の添付が漏れていた事例



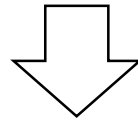
- 申請の際には、各事業規則に定める申請書記載事項及び添付書類をよく確認の上、申請してください。

※1 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※2 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

# 使用変更許可申請の一部補正書の記載不備

- 一部補正において、以下の記載不備が発生。
  - 当初申請に添付されていた説明書がなくなった事例
  - 本文の記載が添付書類の記載に差し替わった事例



- 補正申請の際には、当初申請の内容をよく確認の上、新旧対照表により具体的な補正箇所を特定できるようにして申請してください。